

鳴門市老朽空き家の除却に係る土地の固定資産税減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老朽化した空き家の除却を促進し、市民の安全及び安心の確保を図るため、鳴門市税賦課徴収条例（昭和35年鳴門市条例第8号）第54条の2第1項第3号及び市税の減免に関する規則（昭和41年鳴門市規則第26号）第3条第1項第8号の規定により、老朽空き家を除却した後の土地に対する固定資産税を減免することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「老朽空き家」とは、別表に掲げる基準を満たすものをいう。

(減免対象)

第3条 固定資産税の減免（以下「減免」という。）は、老朽空き家の敷地の用に供されていた土地であって、かつ、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2による住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例（以下「住宅用地特例」という。）の適用を受けた土地（以下「減免対象土地」という。）について行う。

2 前項に規定する減免を申請することができる者は、減免対象土地の所有者又はその相続人とする。ただし、法人については、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合については、減免の対象としないものとする。

(1) 減免の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）が鳴門市税を滞納している場合

(2) 申請に係る土地が、アパート、マンション等の賃貸住宅の敷地の用に供されていた土地であって、かつ、申請者が現に不動産業を営んでいる個人事業者である場合

(3) 申請者が不正な行為等により虚偽の申請を行った場合

(4) その他市長が減免することが適当でないとする場合

(減免額)

第4条 住宅用地特例が解除される年度から5年度目までの減免額は、住宅用地特例が解除される年度の賦課期日現在（翌年度からは当該年度の賦課期日現在）において、住宅用地特例が適用された場合の賦課相当額との差額（以下「差額」という。）とし、6年度目の減免額は差額に6分の5を、7年度目の減免額は差額に6分の4を、8年度目の減免額は差額に6分の3を、9年度目の減免額は差額に6分の2を、10年度目の減免額は差額に6分の1を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、地震時等に著しく危険な密集市街地（平成24年10月12日に国土交通省が公表したものをいう。以下「重点密集市街地」という。）に位置づけられる区域内の老朽空き家の敷地の用に供されていた土地については、住宅用地特例が解除される年度からの年数にかかわらず差額を減免するものとする。

(事前相談)

第5条 申請者は、空き家が老朽空き家に該当するか事前に担当課と協議を行うものとする。

(減免の申請)

第6条 申請者は、老朽空き家の除却後速やかに老朽空き家の除却に係る土地の固定資産税減免申請書（様式第1号）及び必要書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認められるときは、老朽空き家の除却に係る土地の固定資産税減免決定通知書（様式第2号）により申請者

に通知するものとする。

(減免期間)

第7条 減免の期間は、老朽空き家を除却したことにより住宅用地特例が解除される年度から起算して10年度分とする。ただし、重点密集市街地に位置づけられる区域内的の老朽空き家の敷地の用に供されていた土地については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、該当すると認められた期日の翌年3月31日をもって減免の期間を終了するものとする。ただし、該当すると認められた期日が1月1日の場合は、同年3月31日をもって減免の期間を終了するものとする。

- (1) 減免対象土地が新たに住宅用地特例の適用を受けた場合
- (2) 売買その他の理由により申請者が減免対象土地の所有者又はその相続人でなくなった場合
- (3) 第3条第3項各号のいずれかに該当することが判明した場合
- (4) 減免対象土地が適正に管理されないことにより、周辺住民の住環境に悪影響を与えたと認められる場合

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。